

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 1

2024年4月30日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告シェルトンに対する訴状記載の職務質問について、被告において当該職務質問の特定に資するよう、下記のとおり補充する。

なお、本準備書面以降、同原告の呼称について「原告シェルトン」としたく、裁判所、被告においてもそのようにするよう申し入れる。原告シェルトンにおいては、訴訟提起時には家族への影響を考慮して、公にはファーストネームを用いていたが、本訴訟の公共性を考え、今後はファミリーネームを用いることにしたものである。

記

原告シェルトンに対し、2021年4月13日に、東京市の〇〇〇〇の〇〇〇〇の信号付近の〇〇〇〇通り路上で受けた職務質問の時間は、午後零時ころから午後零時45分ころの間である。なお、この間継続してという意味ではない。場所については、地図を添付する。

原告シェルトンに対して職務質問を行った警察官らは、途中で合流した警察官を含めて3名以上である。この職務質問は、道路脇に立っていた警察官が、原告が乗っていたバイクを停止させて開始したものである。

以上



